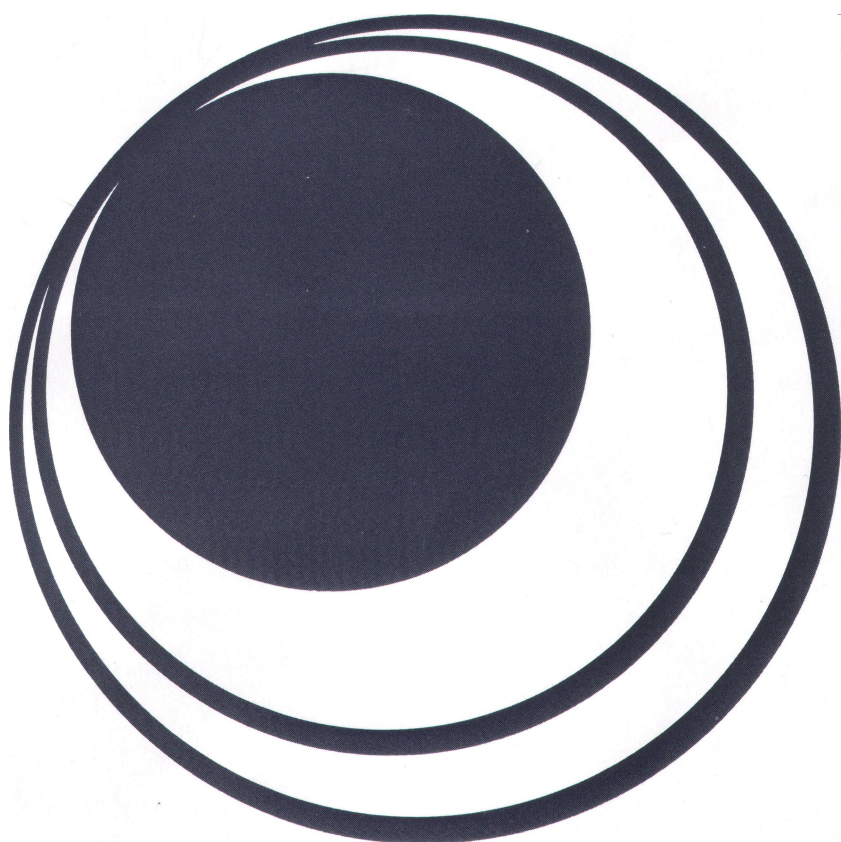


通 信 教 育

厚生労働省 指 導

労働社会保険諸法令関係事務指定講習

労働社会保険実務研究課題書



全国社会保険労務士会連合会

研究課題への取組み方について

- 1 企業は生きています。その企業を動かしているのは、そこで働いている人達です。そして、労働社会保険は、企業や、これらの人達と深く係わっています。

労働社会保険の実務に携わる者は、企業と、そこで働いている人と、その被扶養者に起こるすべての関係事象について、関係法規に則って速やかに間違いなく事務処理を行うこと、それが役目であることを十分に認識する必要があります。

提出する書類が役所の窓口で受け付けてもらえないことのないように、提出した書類が不備のため戻されるということのないように、作成の段階で適用規定、関連事項、記入箇所などに間違いを起こさないようにしなければなりません。

- 2 労働社会保険の実務は、非常に複雑です。とって、コンピュータに当てはめていけるようなものではありません。処理すべき内容は、10件のうち10件とも異なります。

たとえば、従業員の採用や退職という事象についてみても、作成すべき書類が異なることはもちろん、その従業員の固有の条件により記入内容も当然に違ってきます。また、必要となる添付書類もマチマチです。

それだけに、何と何を書かなければならないか、書く対象はどのような前提条件を有しているか等々を十分に把握すること、すなわち「出だし」が肝心ということになります。

- 3 この『研究課題』は、実務に即して事業所を設定し、そこで日々起こり得る事象を採り上げています。

したがって、まず、課題をよく読み、どのような事務処理をしていかなければならないか、次の事項について考察することが重要です。

どのような届書が必要であるか。

この届書を、いつまでに、どこへ提出しなければならないか。

記入すべき事項について、その対象の実体はどうなっているか。

どのような書類を添付しなければならないか。

- 4 特に社会保険では、適用関係・給付関係とも、様式が全国的に不統一であることとともに、記入要領が異なることがあります。事務処理上混乱するのはこの辺にもあるように思われますので、実際に手続をする場合には、添付書類なども含めて、地元の窓口で事前に確認することが大切です。

- 5 社会保険労務士が事業主から、労働基準法・労働安全衛生法等に基づく事務や、労働保険・社会保険の事務手続を依頼された場合に、まず最初に気をつけなければならないことほ、その事業の実体が何であるかということです。

すなわち、依頼主が法人であれば、当然、登記簿謄本によって確認するわけですが、ここに落とし穴があります。必ずしも本店の所在地で事業を行っているとは限らず、また、目的に記載されているとおりの事業を行っているとはいえない場合がありますからです。

したがって、その会社の現場を見せてもらい、その会社は、現在、どこで、どのようなことをしているのか、事業所は一つなのか、行っている事業の種類は一つなのか等々、自分の頭の中に十分にその実体をたたき込んでから手続を行うことが必要です。事業主の話だけを聞いて早飲み込みをしてしまうと、後でとんでもないことになることがありますから、留意してください。

法令様式の記載例集だけを頼りにしては、実務は行えないということです。また、個人企業と法人企業との違い、法人でも、株式会社、有限会社、その他の法人の役員の、法的な、たとえば業務執行権の相違等を知らなければなりません。

- * 研 * 究 * 課 * 題 * * -

下記の「事業」を前提として、事例1～事例9に関し、労働社会
保険諸法令に基づいて基本的に必要となる事務手続をして下さい。

【旭金属産業一事業の概要】

〔名 称〕 旭金属産業（個人事業）	〔労働時間〕 9時～12時，13時～18時
〔所在地〕 東京都文京区本郷 - - (〒113-0033)	〔休憩時間〕 12時～13時
〔事業主〕 中山 旭	〔休日〕 毎週土曜日・日曜日 国民の祝日
〔事業の種類〕 鋼材の販売	〔所轄・管轄〕 中央労働基準監督署
〔賃金締切日〕 毎月20日	飯田橋公共職業安定所
〔賃金支払日〕 同月25日	文京社会保険事務所
〔昇給月〕 4月	本郷税務署
〔賞与支払月〕 6月・12月	文京区税事務所

事例1

旭金属産業は、個人事業として、 年7月21日に事業を開始しました。
開始時の常用労働者は、下表のとおりです。いずれも、社会保険への加入は希
望していません。

なお、12月の賞与は、賃金（本給）の2ヵ月分を予定しています。

氏 名	秋 田 太 一	山 野 五 郎	谷 口 秀 子
性 別	男	男	女
生 年 月 日	年 2 月 20 日	年 10 月 5 日	年 3 月 3 日
年 齢	35 歳	25 歳	20 歳
配偶者の有無			
職 種	営 業	営 業	事 務
賃 金	本 給	273 300 円	192 100 円
	家族手当	10 000 円	10 000 円
	通勤手当	15 500 円	8 300 円
	(合 計)	298 800 円	210 400 円
住 所	千葉県船橋市	神奈川県横浜市	東京都新宿区
郵便番号	273-0000	227-0000	160-0000

秋田太一さんの妻は専業主婦であり、谷口秀子さんの夫は共済組合員です。

●事例2

山野五郎さんは、翌年2月8日、午前9時30分頃、受注先に行くためライトバンに乗ろうとしたところ、雪に足をとられて転倒し、右肩を骨折しました。近くの東都病院（労災指定病院）で治療を受けましたが、担当の横山健夫医師に全治8日間程度と診断され、結果的に2月8日から10日間休業しました。

なお、休業期間中、賃金は支給されていません。

事例3

同年2月21日付で、次の2名を採用しました。常用労働者は5名になりました。

氏名	田中利夫	加藤康子	
性別	男	女	
生年月日	年5月5日	年9月16日	
年齢	30歳	20歳	
配偶者の有無			
職種	営業	事務	
賃金	本給	238,200円	192,100円
	家族手当		
	通勤手当	11,500円	9,580円
	(合計)	249,700円	201,680円
住所	埼玉県越谷市	東京都江東区	
郵便番号	343-0000	135-0000	

4月（これは、以下の事例の前提となります）

昇給により、従業員の賃金は下表のようになりました。家族手当、通勤手当は、従前と変わりません。

	本給	家族手当	通勤手当	合計
秋田太一	300,700円	10,000円	15,500円	326,200円
山野五郎	238,500		12,400	250,900
谷口秀子	215,400	10,000	8,300	233,700
田中利夫	262,100		11,500	273,600
加藤康子	215,400		9,580	224,980

事例4

もうすぐ5月20日になります。

なお、昨年12月に、秋田、山野および谷口の3人に支給した冬季賞与は、賃金（本給）の2ヵ月分でしたが、本年度は、夏季・冬季とも3ヵ月分を予定しています。

山野さんが休業しなかったものとして、研究して下さい（事例2参照）。

事例5

創業以来、早いもので1年が経過しようとしています。7月になりました（現在の従業員は、従前と変わらず、5名です。

なお、4月以降、残業はありませんでした。

事例6

田中利夫さんは、年次有給休暇を取って、10月10日から3日間の予定で立山に登りましたが、同11日、午前8時頃、途中で滑落し、負傷しました。緊急のため登山口近くの本多医院（医師：本多純友）で診察を受けましたが、保険医でなかったため、65,000円の費用がかかりました。

事例7

3月1日に、横浜営業所を横浜市港北区新横浜0-0-0（〒222-0033）に設置し、山野五郎さんを転勤させるとともに、男子2名を採用しました。

人事、賃金計算等の管理事務は、すべて本社で行うことにしています。

事例8

旭金属産業は、 年7月21日、事業所の名称を「有限会社旭金属産業」と改称し、中山さんが代表取締役役に就任しました。所在地は、従前と変わりありません。

事例9

有限会社旭金属産業の代表取締役の中山さんは、営業のため外回りすることが多くなりましたので、万 - 、災害を被ったときの備えとして、7月1日に労災保険に加入することにしました。給付基礎日額ほ20,000円を希望しています。

* 研 * 究 * 課 * 題 * II *

次の事例10～事例19に関し、労働社会保険諸法令に基づいて基本的に必要となる事務手続をして下さい。

- 事例10** 谷口秀子さんは、秋山産婦人科医院（医師：秋山直美）で診察を受けていました。3月10日が出産予定日でしたが、3月15日に、無事、男子（太郎）を出産しました。産前産後につき労働基準法所定の期間休業し、その後も引き続き育児のため休業する予定です。この間は賃金は支給されません。
なお、この年は、うるう年ではありません。
- 事例11** 山之内一男さんは、業務上の災害による負傷のため身体に障害を残し、障害等級第2級の障害補償年金の支給決定を受けていますが、このほど、障害等級1級の障害厚生年金の裁定があり、年金証書が交付されました。
- 事例12** 日之本興業株式会社に30年勤務している小泉一郎さんは、 年7月21日に、60歳になりました。
- 事例13** 大坂信彦さんは、被扶養者である母（信子、62歳）が、脳内出血のため8月25日から9月20日まで山本病院（保険医療機関）に入院し、治療を受けましたが、9月20日、死亡しました。信彦さん（他に遺族はいない）は、葬儀一切を行いました。
病院には、8月に60,000円、9月に189,000円、合計249,000円を自己負担金として支払いました（食事の費用を除く）。
なお、死亡した信子さんは、第1号被保険者としての保険料納付済期間が10年ありますが、老齢基礎年金、障害基礎年金は受けていません。
- 事例14** 長谷川忠之さんは、 年10月3日に63歳の誕生日を迎え、同月20日に定年退職しました。同年9月1日から山手病院（保険医療機関）で胃潰瘍の治療を受けており、同10月4日から手術のため入院していますが、退職日までの賃金は支給されました。また、こんごも治療が必要で、担当の大久保利道医師からは、2ヵ月程度は再就職しない方がよいといわれました。

事例15

小島正男さんは、肝臓癌のため、休職して昨年12月26日に病院（保険医療機関）に入院し、傷病手当金を受けていました（前月29日～当月28日の分として毎月請求）が、3月25日に死亡しました。遺族は妻（昭子）1人です。

事例16

公共職業安定所の紹介で4月21日に常用労働者として就職した水口明夫さん（55歳）は、就労日の前日において、基本手当の支給残日数が60日分あります（所定給付日数は150日分）。

また、就労に当たり特に指示がなかったため、厚生年金保険の年金手帳を提出しませんでしたので、新たに、基礎年金番号の異なる年金手帳が交付されました。

事例17

富山一郎さんは、長男（純男）が長野市の大学に入学したため、別居することになりました。

事例18

佐山清一さんは、 年6月7日、午後5時20分頃、当事業場内で鋼材をトラックに積み込む作業中、トラックより転落して頭部を強打し、労災指定病院に入院しましたが、同7月25日に死亡しました。休業期間中、賃金は支給されませんでした。

遺族は妻（清子）1人です。なお、清子さんは、年金の前払いを希望しています。

事例19

森口慎二さんは、8月28日、午後3時頃、得意先に製品見本を届けるため、原付自転車で江戸川区小松川1丁目付近を通過中、飛び出してきた子供を避けようとしてガードレールに激突し、頭蓋骨損傷で即死しました。遺族は弟（誠二、23歳）1人だけです。

事例24

秋本定吉さんは、 年2月15日の午後4時20分頃、業務上の災害により左手首に重傷を負いました。4月20日に治ゆしましたが、義手を装着するために再手術を受けることになりました。

なお、この業務上災害とは、クーラー用部品の試作作業中、鉄板の打抜きカスが打抜部分にひっかかってしまったために取り除こうとした時、急に機械が下がり、負ったものです。

事例25

三条君子さんは、減額調整された遺族補償年金を3年間受けていますが、年4月18日に再婚して吉村君子となりました。なお、君子さんは、受給権が発生した時に400日分の前払一時金を受けています。また、君子さんのほかに遺族はいません。

事例26

東京都文京区で金属プレス加工を業務とする東京プレス工業株式会社（代表取締役：藤木文夫）は、注文の増加、臨時の受注に応じるため、現場従業員（35名、男子）のほか、事務職7名（女子）および営業職10名（男子8名・女子2名）を含め、残業させる必要が生じていることから、東京プレス工業労働組合（松元三郎委員長）と協議し、残業を行わせることについて合意に達しました。

なお、同社では、始業9時、終業18時、休憩時間は12時～13時となっています。

事例27

同社の安全管理者である田中武義さんが、実家の都合により、来たる 年11月30日に退職することになりましたので、後任として和田清和さんを選任することにしました。

事例28

住吉四郎さんは、老齢厚生年金（配偶者加給年金額を含む）を受給していますが、妻（好子）が障害等級第2級の障害基礎年金の裁定を受け、 年7月から支給されることになりました。

事例29

東都建設株式会社（建設業。代表取締役：東金都一郎）は、年7月中に、東京都内において、次の建設工事を開始しました。

	（請負金額）	（工事予定期間）
村山家新築工事	2,650万円	7月3日～10月10日
橋本家新築工事	4,500万円	7月10日～11月15日
小沢家増改築工事	2,100万円	7月20日～10月20日

事例30

同社営業部の山梨一実さんは、8月頃から競輪に狂い生活が乱れた様子で、欠勤、遅刻が多く、再三にわたって注意、戒告し、始末書も取りましたが、相変わらず出勤不良のため、即時解雇することにしました。